

令和8年2月18日

各 位

医療法人社団瀬田川病院

入職手当制度の延長について

令和7年10月に導入した「入職手当制度」について、下記の通り適用期間を延長しますので、お知らせします。

記

1.適用期間 当 初 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

変更後 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

2.その他 金額・対象者・支給方法その他については、変更ありません。

金 額 100,000円（一時金）

対象者 適用期間内に新たに常勤職員として入職した方 又は
雇用形態変更により常勤職員に登用された方

ただし下記に該当する方は対象外です。

- ・本制度の開始以前に入職内定された方
- ・既に常勤職員として入職済みの方
- ・有料職業紹介会社経由での入職者、または応募歴のある方
- ・有料成果報酬型広告経由での入職者、または応募歴のある方
- ・年俸制職員

支給方法 試用期間（3ヶ月間）満了後の初回賞与に50,000円を加算支給し、二回目の賞与にて更に50,000円を加算支給します。

- ・本手当は所得税・社会保険料・雇用保険料の対象です。
- ・賞与支給日時点で常勤職員でない方は支給対象外です。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先・採用申し込み先＞

瀬田川病院 職員採用募集 ページ <https://www.setagawa.com/recruit/apply/>

または、採用担当者 あてお電話ください。

採用担当：清水、中北、中本 電話番号 077 543 1441